

三田市障害児療育センター条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第2条 省略 (事業)</p> <p>第3条 センターは、第1条の目的を達成するため、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第2項に規定する事業を行う。</p> <p>以下省略</p>	<p>第1条～第2条 省略 (事業)</p> <p>第3条 センターは、第1条の目的を達成するため、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第2項に規定する事業を行う。</p> <p>以下省略</p>